

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める件（**総務一六六**）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務二一一**）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同二一三～二一六**）

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件
（**財務・農林水産・経済産業三**）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産八五四**）

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**国土交通五二九～五三九**）

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（**防衛七八**）

○道路に関する件
（**近畿地方整備局九二**）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国税庁

〔官庁報告〕

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

（**経済産業省**）

公聴会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会開催に関する公示

（**農林水産省**）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

（**国土交通省**）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等

会計検査院共済組合定款の一部変更
関係
会社その他

告 示

○総務省告示第百六十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波法監視委員会規則第十四号）第三十四条の十の規定に基づき、臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を次のとおり定める。
なお、この告示は、平成二十七年八月九日限り、その効力を失う。

平成二十七年四月十四日

総務大臣 山本 早苗

一 第二十三回世界スカウトジャンボリー会場内において日本ボーイスカウトアマチュア無線クラブ（以下「クラブ」という。）が臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合（次項の場合を除く。）の条件は、次のとおりとする。

1 アマチュア局の無線設備の操作に係る技術的能力に関する外国政府が発給した証明書を携帯する者が行う無線設備の操作であつて、当該証明書に記載されている資格において行うことができることとされているものの範囲内であること。

2 指揮する無線従事者が行うことができる無線設備の操作の範囲内であること。

二 第二十三回世界スカウトジャンボリー会場内において国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことによつて科学技術に対する理解と関心を深めることを目的としてクラブが臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合であつて、平成二十七年七月二十八日における年齢が十七歳以下である者が行うときの条件は、次のとおりとする。

1 アマチュア局の無線設備の操作は、無線電話の操作（連絡の設定及び終了に関しない通信操作並びにこれに付随して行うブレストーク方式による送受の切替えに限る。）であること。

2 指揮する無線従事者が行うことができる無線設備の操作の範囲内であること。